

令和4年第4回伊達市議会臨時会

議案説明資料

議案名	資料名
議案第1号 専決処分の承認を求めることについて (令和4年度伊達市一般会計補正予算 (第10号))	1 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付 金給付事業 2 令和4年10月10日の暴風による農業用施設災 害復旧費
議案第2号 議会の議員の議員報酬等に関する条例 の一部を改正する条例	議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改 正する条例の概要
議案第3号 伊達市長等の給与に関する条例の一部 を改正する条例	伊達市長等の給与に関する条例の一部を改正する 条例の概要
議案第4号 伊達市職員の給与に関する条例の一部 を改正する条例	伊達市職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例の概要
議案第5号 令和4年度伊達市一般会計補正予算 (第11号)	1 社会福祉施設等食材費高騰対策支援金交付事 業 2 経済対策事業補助金(だてのまち応援券(第 4弾)事業)
議案第8号 令和4年度伊達市水道事業会計補正予 算(第1号)	1 牛舎川(国道37号)配水管布設替工事

議案第1号説明資料

(単位：千円)

1 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業

(1) 事業の概要

電力・ガス・食料品等の物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等に対し、臨時的な支援として1世帯当たり5万円を給付する。

なお、財源として国の「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業補助金」を活用する。

(2) 事業の内容

事業費	事業の内容
(296,377) 295,323	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給付対象 <ul style="list-style-type: none"> ①又は②に該当する世帯 <ul style="list-style-type: none"> ①令和4年9月30日時点で本市の住民基本台帳に記録された世帯のうち、世帯員全員の令和4年度の住民税均等割が非課税である世帯（住民税が課税されている者の扶養親族等からなる世帯を除く。） ②予期せず令和4年1月以降の家計が急変し、①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯（家計急変世帯） ・ 給付額 給付金50,000円×5,800世帯 290,000 ・ 事務費（需用費、役務費等） 5,323

※上段の（ ）書きは、職員給与費を含む。

(3) 財源内訳

計	国	その他
(296,377) 295,323	(296,374) 295,320	(3) 3

※上段の（ ）書きは、職員給与費を含む。

※「その他」は、雇用保険立替収入

2 令和4年10月10日の暴風による農業用施設災害復旧費

(1) 事業の概要

令和4年10月10日の暴風により被災した堆肥センターの屋根及び外壁の復旧工事を行う。

(2) 事業の内容

事業費	事業の内容
14,190	<ul style="list-style-type: none"> ・ 堆肥センター屋根災害復旧工事 12,100 工事一式（仮設工、解体工、板金工等） ・ 堆肥センター外壁災害復旧工事 2,090 工事一式（仮設工、鉄骨工、外装工、板金工等）

(3) 財源内訳

計	一般財源
14,190	14,190

議案第2号説明資料

議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の概要

1 改正の趣旨

給与水準の官民格差是正のため本年8月8日に人事院から出された「国家公務員の給与に関する勧告」に対し、政府が勧告どおりの実施を閣議決定したことから、本市においても、国家公務員の給与に準ずるといふ基本原則に基づき市職員の勤勉手当の年間支給割合を引き上げることとするため、市議会議員の期末手当についても同様の措置とするよう所要の条例改正を行うものである。

2 改正の内容

本年度以降の市議会議員の期末手当の年間支給割合を引き上げる。

区 分	6月期支給割合	12月期支給割合	年間支給割合
現 行	2.15月	2.15月	4.30月
改正案 (本年度)	2.15月 (支給済み)	2.25月 (+0.10月)	4.40月 (+0.10月)
改正案 (来年度以降)	2.20月 (+0.05月)	2.20月 (△0.05月)	4.40月 (—)

3 新旧対照表

(1) 議会の議員の議員報酬等に関する条例 (第1条関係)

改 正 案	現 行
<p>(期末手当)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れたときにあつてはその日現在)において前項に規定する者が受けるべき報酬月額及びその報酬月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の225</u>を乗じて得た額に、その者の在職期間に応じて定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れたときにあつてはその日現在)において前項に規定する者が受けるべき報酬月額及びその報酬月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の215</u>を乗じて得た額に、その者の在職期間に応じて定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 略</p>

(2) 議会の議員の議員報酬等に関する条例（第2条関係）

改 正 案	現 行
<p>(期末手当)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れたときにあつてはその日現在）において前項に規定する者が受けるべき報酬月額及びその報酬月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の220</u>を乗じて得た額に、その者の在職期間に応じて定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れたときにあつてはその日現在）において前項に規定する者が受けるべき報酬月額及びその報酬月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の225</u>を乗じて得た額に、その者の在職期間に応じて定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 略</p>

議案第3号説明資料

伊達市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の概要

1 改正の趣旨

給与水準の官民格差是正のため本年8月8日に人事院から出された「国家公務員の給与に関する勧告」に対し、政府が勧告どおりの実施を閣議決定したことから、本市においても、国家公務員の給与に準ずるといふ基本原則に基づき市職員の勤勉手当の年間支給割合を引き上げることとするため、市長、副市長及び教育長の期末手当についても同様の措置とするよう所要の条例改正を行うものである。

2 改正の内容

本年度以降の市長、副市長及び教育長の期末手当の年間支給割合を引き上げる。

区 分	6月期支給割合	12月期支給割合	年間支給割合
現 行	2.15月	2.15月	4.30月
改正案 (本年度)	2.15月 (支給済み)	2.25月 (+0.10月)	4.40月 (+0.10月)
改正案 (来年度以降)	2.20月 (+0.05月)	2.20月 (△0.05月)	4.40月 (—)

3 新旧対照表

(1) 伊達市長等の給与に関する条例 (第1条関係)

改 正 案	現 行												
<p>(期末手当)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退任した者にあつては、退任の日現在）の給料月額及びその給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に次の表に掲げる割合を乗じて得た額に、その者の在職期間に応じて定める割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基準日</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月1日</td> <td>100分の215</td> </tr> <tr> <td>12月1日</td> <td>100分の225</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 略</p>	基準日	割合	6月1日	100分の215	12月1日	100分の225	<p>(期末手当)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退任した者にあつては、退任の日現在）の給料月額及びその給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に次の表に掲げる割合を乗じて得た額に、その者の在職期間に応じて定める割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基準日</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月1日</td> <td>100分の215</td> </tr> <tr> <td>12月1日</td> <td>100分の215</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 略</p>	基準日	割合	6月1日	100分の215	12月1日	100分の215
基準日	割合												
6月1日	100分の215												
12月1日	100分の225												
基準日	割合												
6月1日	100分の215												
12月1日	100分の215												

(2) 伊達市長等の給与に関する条例（第2条関係）

改 正 案	現 行												
<p>(期末手当)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退任した者にあつては、退任の日現在）の給料月額及びその給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に次の表に掲げる割合を乗じて得た額に、その者の在職期間に応じて定める割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" data-bbox="143 563 1079 678"><thead><tr><th>基準日</th><th>割合</th></tr></thead><tbody><tr><td>6月1日</td><td><u>100分の220</u></td></tr><tr><td>12月1日</td><td><u>100分の220</u></td></tr></tbody></table> <p>3 略</p>	基準日	割合	6月1日	<u>100分の220</u>	12月1日	<u>100分の220</u>	<p>(期末手当)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退任した者にあつては、退任の日現在）の給料月額及びその給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に次の表に掲げる割合を乗じて得た額に、その者の在職期間に応じて定める割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" data-bbox="1153 563 2089 678"><thead><tr><th>基準日</th><th>割合</th></tr></thead><tbody><tr><td>6月1日</td><td><u>100分の215</u></td></tr><tr><td>12月1日</td><td><u>100分の225</u></td></tr></tbody></table> <p>3 略</p>	基準日	割合	6月1日	<u>100分の215</u>	12月1日	<u>100分の225</u>
基準日	割合												
6月1日	<u>100分の220</u>												
12月1日	<u>100分の220</u>												
基準日	割合												
6月1日	<u>100分の215</u>												
12月1日	<u>100分の225</u>												

議案第4号説明資料

伊達市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の概要

1 改正の趣旨

給与水準の官民格差是正のため本年8月8日に人事院から出された「国家公務員の給与に関する勧告」に対し、政府が勧告どおりの実施を閣議決定したことから、本市においても、国家公務員の給与に準ずるという基本原則に基づき職員の勤勉手当の年間支給割合及び給料月額を引き上げるため、所要の条例改正を行うものである。

2 改正の内容

(1) 勤勉手当

本年度以降の勤勉手当の年間支給割合を引き上げる。

区 分		6月期支給割合		12月期支給割合		年間支給割合	
		再任用職員以外の職員	再任用職員	再任用職員以外の職員	再任用職員	再任用職員以外の職員	再任用職員
現 行	期末手当	1.200月	0.675月	1.200月	0.675月	2.400月	1.350月
	勤勉手当	0.950月	0.450月	0.950月	0.450月	1.900月	0.900月
	合 計	2.150月	1.125月	2.150月	1.125月	4.300月	2.250月
改正案 (本年度)	期末手当	1.200月 (支給済み)	0.675月 (支給済み)	1.200月 (改定なし)	0.675月 (改定なし)	2.400月 (改定なし)	1.350月 (改定なし)
	勤勉手当	0.950月 (支給済み)	0.450月 (支給済み)	1.050月 (+0.100月)	0.500月 (+0.050月)	2.000月 (+0.100月)	0.950月 (+0.050月)
	合 計	2.150月 (支給済み)	1.125月 (支給済み)	2.250月 (+0.100月)	1.175月 (+0.050月)	4.400月 (+0.100月)	2.300月 (+0.050月)
改正案 (来年度 以降)	期末手当	1.200月 (改定なし)	0.675月 (改定なし)	1.200月 (改定なし)	0.675月 (改定なし)	2.400月 (改定なし)	1.350月 (改定なし)
	勤勉手当	1.000月 (+0.050月)	0.475月 (+0.025月)	1.000月 (△0.050月)	0.475月 (△0.025月)	2.000月 (—)	0.950月 (—)
	合 計	2.200月 (+0.050月)	1.150月 (+0.025月)	2.200月 (△0.050月)	1.150月 (△0.025月)	4.400月 (—)	2.300月 (—)

(2) 給料表

若年層職員に重点を置きながら給料月額を平均0.3%引き上げる（別表第1のとおり。）ため、給料表を改定し、令和4年4月1日から適用させる。

3 新旧対照表

(1) 伊達市職員の給与に関する条例（第1条関係）

改 正 案	現 行
<p>第11条の7の4 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の</p>	<p>第11条の7の4 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の</p>

月額及びこれに対する地域手当の月額合計額を加算した額に100分の105を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の50を乗じて得た額の総額

3～6 略

別表第1 (第4条関係)

給料表

略

月額及びこれに対する地域手当の月額合計額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額

3～6 略

別表第1 (第4条関係)

給料表

略

(2) 伊達市職員の給与に関する条例 (第2条関係)

改正案

第11条の7の4 略

2 略

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在 (退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額合計額を加算した額に100分の100を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の47.5を乗じて得た額の総額

3～6 略

現行

第11条の7の4 略

2 略

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在 (退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額合計額を加算した額に100分の105を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の50を乗じて得た額の総額

3～6 略

議案第5号説明資料

(単位：千円)

1 社会福祉施設等食材費高騰対策支援金交付事業

(1) 事業の概要

コロナ禍における食材費等の物価高騰の影響を受け、社会福祉施設等利用者の食の質が低下することを防止すると共に、施設の健全な事業運営を支援するため、食事提供を行う市内の社会福祉施設等に対し、食材費の支援を行う。

(2) 事業の内容

事業費	事業の内容									
48,050	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援対象 基準日（令和4年11月1日）時点において市内で運営しており、利用者に食事を提供している社会福祉施設等 ・ 支援金額 48,050 									
	区分	事業所数	予算額							
	1 入所施設（介護・障がい）	35件	29,036							
	2 入院施設（医療機関）	5件	13,800							
	3 通所施設（介護・障がい）	24件	5,214							
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援金算出方法 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">算出方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 入所施設（介護・障がい）</td> <td>17,000円×基準日時点の利用者数</td> </tr> <tr> <td>2 入院施設（医療機関）</td> <td>23,000円×基準日時点の利用者数</td> </tr> <tr> <td>3 通所施設（介護・障がい）</td> <td>6,000円×10月における1日当たりの平均利用者数</td> </tr> </tbody> </table> <p>※支援金単価は、施設区分毎の食費基準額等に物価高騰率（約5%）と対象期間（8か月）を乗じて算出</p>			区分	算出方法	1 入所施設（介護・障がい）	17,000円×基準日時点の利用者数	2 入院施設（医療機関）	23,000円×基準日時点の利用者数	3 通所施設（介護・障がい）
区分	算出方法									
1 入所施設（介護・障がい）	17,000円×基準日時点の利用者数									
2 入院施設（医療機関）	23,000円×基準日時点の利用者数									
3 通所施設（介護・障がい）	6,000円×10月における1日当たりの平均利用者数									

(3) 財源内訳

計	一般財源
48,050	48,050

2 経済対策事業補助金（だてのまち応援券（第4弾）事業）

(1) 事業の概要

コロナ禍における物価高騰の影響を受けている全市民に商品券を配付することで生活を支援するとともに、消費喚起による事業者の支援にも繋げることを目的に、市内の店舗等で使用できる商品券「だてのまち応援券（第4弾）」を発行する伊達商工会議所（新型コロナウイルス感染症緊急経済対策実行委員会）に対し、補助を行う。

(2) 事業の内容

事業費	事業の内容
200,000	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総発行冊数 33,000冊 （令和4年11月1日時点の本市の人口 32,465人） ・ 配付冊数 1人1冊 ・ 配付対象者 <ul style="list-style-type: none"> ①又は②に該当する者 <ul style="list-style-type: none"> ① 令和4年11月1日時点で本市に住民登録されている市民 ② 令和5年1月31日までに生まれ、出生届により本市に住民登録された新生児 ・ 商品券の金額及び利用区分 5,000円/人 <ul style="list-style-type: none"> 地元券 3,500円分：市内に本社又は本店を有する取扱店のみ 共通券 1,500円分：市内の全ての取扱店 （取扱店の参加資格は、市内に本社若しくは本店を有すること又は伊達商工会議所の会員であること。） ・ 配付方法 <ul style="list-style-type: none"> 全ての配付対象者に、手元に届いたことが確認できる方法で発送（申請不要） ・ 主な日程（予定） <ul style="list-style-type: none"> 発送時期 令和5年1月10日から1月31日までの間 （上記の配付対象者のうち②については、随時発送） 有効期間 令和5年2月1日から3月21日までの間 ・ 事業費内訳 <ul style="list-style-type: none"> 事業費（5,000円×33,000冊） 165,000 事務費（需用費、役務費等） 35,000

(3) 財源内訳

計	一般財源
200,000	200,000

議案第8号説明資料

(単位：千円)

1 牛舎川（国道37号）配水管布設替工事

(1) 事業の概要

北黄金水系の主要な配水管である牛舎川に架かる水管橋を点検したところ、老朽化が著しく、緊急に措置を講ずべき状態と判断されたことから、既設の水管橋から配水管を布設替えるために必要な工事費を計上する。

(2) 事業の内容

事業費	事業の内容
33,000	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事概要 牛舎川に配水管（ダクタイル鋳鉄管GX形（直径400mm、L=100m））を伏越し ・ 総事業費 49,500千円（うち、補正額33,000千円）

(3) 財源内訳

計	一般財源
33,000	33,000

(4) 事業位置図

